

社団法人 国土政策研究会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人国土政策研究会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区神田和泉町1丁目6番16号におく。

(支部)

第3条 本会は、総会の決議により、地方ブロック毎に、理事を長とする支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、道路、河川、都市施設、住宅、宅地その他国土建設に関する政策のあり方について調査研究し、その研究成果の公表及び関係行政機関等への建議献策並びに世論の啓発等を行なうことにより、長期的展望に基づく総合的な国土政策の確立に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 国土政策に関する情報及び資料の蒐集並びに共同調査
- 2 国土政策に関する会員を主体とする研究会並びに座談会、講演会等の開催
- 3 研究成果に基づく関係行政機関等への建議献策
- 4 国土政策に関する世論の啓発
- 5 会報、機関誌、調査資料等の刊行
- 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した個人又は法人とする。

(会費)

第7条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- 1 個人会員にあつては、年額1口1万円、1口以上とする。
- 2 法人会員にあつては、年額1口10万円、1口以上とする。

(入会)

第8条 本会の会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の1に該当する場合は、その資格を失う。

- 1 退会
- 2 死亡又は解散
- 3 除名

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を附して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 本会の会員としての義務を違反したとき
- 2 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき
- 3 会費を滞納したとき

(拋出会費の不返還)

第12条 既納の会費は、いかなる理由があつても返還しないものとする。

第4章 役員

(種別及び員数)

第13条 本会に、次の役員をおく

会長	1人
副会長	1人
専務理事	1人

理事（会長、副会長及び専務理事を含む）	10人以上15人以内
監事	2人

（役員を選任）

第14条 理事及び監事は、会員（法人である場合にあっては、その代表者）のうちから総会において選任する。ただし、専務理事については、理事会の推薦により会員以外のものから選任することができる。

- 2 会長及び副会長は、理事のうちから理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届けなければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届けなければならない。

（職務）

第15条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行し、会長が欠員のときは、その職務を行なう。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して常務を処理する。
- 4 理事は、定款及び総会の決議に基づいて、会務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条所定の職務を行なう。

（任期）

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

（解任）

第17条 役員が次の各号の1に該当する場合には、総会において会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員補欠選任)

第18条 役員に欠員を生じたときは、第14条の規定に準じて選任するものとする。

(報酬等)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問、参与及び評議員)

第20条 本会に顧問、参与及び評議員若干名をおくことができる。

- 2 顧問、参与及び評議員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 評議員は、評議員会を構成し、主として共同研究の対象となる課題の選択を行い、これを会長に提示する。

第5章 会 議

(種類)

第21条 会議は、総会、理事会及び評議員会とし、総会を定期総会及び臨時総会に分ける。

(構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(招集)

第23条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議を招集するには、会員、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、7日以前に文書で通知しなければならない。

(開催)

第24条 定期総会は、毎年1回5月に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上もしくは監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 理事会及び評議員会は、必要に応じて随時開催する。

(議長)

第25条 総会及び理事会の議長は、会長をもってこれに当てる。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選によりこれを定める。

(定足数)

第26条 会議は、会員、理事又は評議員それぞれの過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

2 会議の議事は、出席会員、理事又は評議員の議決権の過半数を以ってこれを決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議決権)

第27条 総会における会員の議決権は、個人会員にあつては1、法人会員にあつては2とし、理事会又は評議員会における理事又は評議員の議決権は、それぞれ1とする。

(委任表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員、理事又は評議員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合、第26条の規定の適用については、出席とみなす。

(会議に附議すべき事項)

第29条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 1 総会の決議した事項の執行に関すること
- 2 総会に附議すべき事項
- 3 その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第30条 会議（評議員会を除く）の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 会議の日時及び場所
- 2 会員又は理事の現在数並びに会議に出席した会員又は理事の数又は氏名（書面評決者及び評決委任者を含む。）
- 3 議決事項
- 4 議事の経過

5 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席会員又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名及び押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- 1 会費
- 2 寄附金品
- 3 事業に伴う収入
- 4 資産から生ずる収入
- 5 その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て会長が定める。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(特別会計)

第34条 本会は収益事業を行なうため、又はその他の事由により必要があるときは、理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第39条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

第7章 事務局

(設置等)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第41条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において会員の4分の3以上の同意を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第43条 本会は、民法第68条第1項第2号から4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、国土交通大臣の認可を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の決議を得、かつ、国土交通大臣の許可を得て、類似の目的を持つほかの公益法人に寄附するものとする。

第9章 雑 則

第44条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとしその任期は、第16条の規定にかかわらず、昭和46年5月の定期総会の日までとする。

2 本会の昭和44年度の事業計画及び収支予算は、第28条及び第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立当初の会計年度は第35条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和45年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、内閣総理大臣及び建設大臣の認可があった日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成13年2月26日から施行する。